

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

第8回共済小委員会

議事録

中小企業庁

事業環境部企画課経営安定対策室

経営支援部小規模企業振興課

午後 2時00分 開会

○松本経営安定対策室長 それでは定刻となりましたので、ただいまから中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会第8回共済小委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして誠に有り難うございます。共済小委員会の事務局を担当しております中小企業庁経営安定対策室長の松本でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本小委員会の議事内容につきましては、資料とともに公開となりますので、あらかじめご了解いただきますようお願い申し上げます。

それでは審議に先立ちまして、中小企業庁事業環境部長の吉野よりご挨拶をさせていただきます。

○吉野事業環境部長 事業環境部長の吉野でございます。本日は、委員の皆様方、年度末の大変お忙しい中、この委員会に多数ご出席いただきましてありがとうございます。

足元の経済状況をあっちこちで申し上げるわけでありませけれども、経済の好循環、アベノミクスの効果ということで、中小企業に関しましても、経常利益、過去最高レベル、設備投資も増加してきている、倒産件数が非常に少なくなっているということがありますけれども、引き続き業種ごと、それから地域における状況を見ますとまだまだ厳しいところもございます。

そういうことを前提にしまして、私ども中小企業の経営基盤を支えるということで、税制、金融、幾つか措置を講じておりますけれども、税に関しては今回の税制改正要望の中で、固定資産税の減免措置、これを拡充するというをやってきておりますし、金融に関しましては、信用補完制度、信用保証制度を見直していこうと、地域金融、金融中間機能の抜本的な強化を図るための法改正、これは昨日に閣議決定したところでございます。

そうした中小企業の方々に幅広く使っていただく施策にあわせまして、今日、ご審議いただきます小規模企業共済、倒産防止共済、これもかなりの数の中小企業の方々に使っている基盤的な施策と考えております。

制度がより安定的であること、それからより使い勝手がよくなることというのが非常に大事で、特に最近、働き方改革の中で、フリーランスということもありますが、特に小規模共済なんかはどんどん使ってもらったらいと思うところもありまして、そうした議論も幾つかしているところでございます。

本日本におきましては、小規模企業共済につきまして、29年度の付加共済金の支給率の件、それから倒産防止共済に関しましては、これは法律に従いまして何年かごとに見直しをするのでありますけれども、その見直しの取りまとめのところをご報告したいと思うところでございます。

先ほど触れましたような中小企業施策、基盤的な仕組みでございますので、ぜひ皆様のほうからの忌憚のないご意見を賜ればと思っております。本日はよろしくお願い申し上げます。

○松本経営安定対策室長 本日でございますが、柏木委員、長慶委員、藤沢委員におかれましては、所用がありご欠席、また黒川委員でございますが、少し遅れるとの連絡をいただいております。

それでは、審議会の運営につきまして、ご説明させていただきます。

経済産業省では、審議会のペーパーレス化に取り組んでおります。そのため委員の皆様には iPad を配付させていただいております。使い方につきましては、机上に配付されている資料をもとに簡単にご説明をさせていただきます。

まず、ホームボタンを押していただきまして、スライドをさせてロックを解除していただきます。次にアイコンをタップしていただきまして、審議会のフォルダーを開いていただきます。そうしますと、01の議事次第、02委員名簿に続きまして、本日審議をいただく資料1-1から3-2までのファイルがそれぞれ表示されていると思いますが、皆様表示されていらっしゃるでしょうか。配付資料がもし表示されていないようでしたら、事務局までお申し出をいただきたいと思っております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、山本委員長にお願いしたいと存じます。山本委員長、よろしくお願いたします。

○山本委員長 委員長の山本でございます。本日も円滑な審議に努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

本日の議題でありますけれども、今、ご紹介にあつたお手元の最初のファイル、議事次第をごらんいただきますと、大きく3つの議事がございます。

まず、議題1ですが、小規模企業共済制度、平成29年度付加共済金の支給率について、ということございまして、これにつきましては世耕経済産業大臣から三村中小企業政策審議会会長に、平成29年度にかかる付加共済金の支給率についての諮問がされております。この諮問は、小規模企業共済法第9条第5項において、付加共済金の支給率は経済産業大臣が各年度ごとに当該年度の前年度末までに運用収入の見込額その他の事情を勘案して、中小企業政策審議会の意見を聞いて定めることとなっていることを受けたものであります。

次に、議題の2につきましては、平成27年度の小規模企業共済法改正、小委員会でもご議論いただいたものですが、その改正後の利用状況についてご報告をいただくものであります。

最後に、議題3につきましては、中小企業倒産防止共済法の第23条に基づきまして、掛金の額、共済金の貸付額その他中小企業倒産防止共済制度に関する基本的事項は少なくとも、5年ごとに中小企業倒産防止共済事業の収支状況等を基礎として検討するものとする、となっております。5年ごとの検討が求められているものであります。これにつきましては当小委員会でも報告いたしましたけれども、中小企業倒産防止共済制度研究会という研究会を別途設けて、検討を行ってまいりましたが、今般その研究会の検討結果がまとまりましたので、本日それをご報告いたしますとともに、本委員会においてご審議をいただきたいということでございます。

それでは、順次、議事に従ってご審議をいただきたいと思います。

まず、議題 1、小規模企業共済の平成29年度付加共済金の支給率について、まず説明を事務局のほうからお願いいたします。

○苗村小規模企業振興課長 小規模企業振興課長の苗村でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

資料 1-1 は、先ほど山本委員長からご紹介をいただきました諮問文でございます。2月15日付で経済産業大臣から中小企業政策審議会の三村会長あてに、平成29年にかかる支給率についての諮問がなされておりますので、これに基づいてご審議をいただければと思っております。

それでは、資料 1-2 を御覧ください。

小規模企業共済制度の平成29年度付加共済金の支給率について、という資料でございます。

それでは、1 ページ進めていただきまして、1. 小規模企業共済の付加共済金の概要というところからご説明をさせていただこうと思います。

右上の図にございますように、小規模企業共済の共済金については、予定利率に対応しました固定額の基本共済金と実際の運用収入等に応じて支給される付加共済金の合計額として算定するという、いわゆる二階建ての方式になっております。

この付加共済金でございますけれども、運用収入等の状況に応じて、毎年度定められる支給率をもとに計算し、共済事由が発生して共済金の支給が受けられる、又は準共済事由が発生して解約手当金を受けられるときに、基本共済金に上乗せして給付されるというものでございます。ただ、しばらくマイナスが続いていたこともありまして、付加共済金は制度導入以降まだ支給実績はないということでございます。

この計算方法でございますけれども、その下の(1)の所にございますように、まず支給率の基準となる率を算定し、続いて、この資料の一番下の(2)にありますように、その支給率の基準となる額をベースとしながら、当該年度以降の運用収入の見込額、その他事情を勘案して支給率の決定をするという形になっております。

まず、(1)の所をごらんください。

左の真ん中側に点線で囲ってありますように、この支給率の基準となる率につきましては、付加共済金の原資①を、仮定共済金等の発生見込み総額②で割ったものでございます。

①の分子でございますけれども、こちらにつきましては直近の実績に基づきまして、運用収入・掛金収入、共済金等の支払いに充てる額及び責任準備金に積み増す額等を推計して得た、来年度末の剰余金の見込額を算定いたします。

②の分母につきましては、後ほどもう少し詳しく出てまいりますけれども、仮定共済金及び仮定解約手当金というものを計算いたします。

そうした上で、それぞれの脱退事由別の将来の発生割合を乗じまして、今、契約されている方が解約なり、給付金の支給を受けられる状態になると仮定して、その発生見込み総

額を計算するというものでございます。

こうして出てきたものをまず基準としまして、(2)の段階では、これをベースとしながら、当該年度以降の運用収入の見込額及びその他の事情を勘案して支給率を決定するというのをさせていただくわけでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

こちらは、分子のほうの付加共済金原資の算定結果でございます。算定結果自体は一番上を書いてございますように、1,119億円となっております。算定方法につきましては、その下を書いてございますように、当該年度の運用収入・掛金等収入がまずございまして、そこから当該年度の共済金等の支払いに充てる額を減じ、さらに当該年度末以降の共済金等の支払いに充てるため、責任準備金に積み増す額を引き、それに当該年度の前年度である平成28年度末の剰余金を加えて算出するわけでございますけれども、簡単に申しますと、29年度末の時点での資産と負債との差額、これが附加共済金の原資になるということでございます。

左の表をごらんいただければと思います。今、申し上げた項目がイ、ロ、ハ、ニと順番に並んでおりまして、その内訳が記載されております。

まず、イの運用収入・掛金等収入のところでございますけれども、合計いたしますと7,268億円であり、この内訳が3つ書いておりますように、掛金等収入、運用収入、信託運用損益に分かれるわけでございます。

まず、最初の掛金等収入でございますけれども、こちらにつきましては在籍者数、今、実際に在籍されている方から推計するのですが、29年度末までに新たに加入いただく方については、27年度までの実績をもとに算出をするということをしております。

続きまして、運用収入でございますけれども、こちらにも既に今持っている債権のクーポン、そうしたものについてはそのまま計上し、さらに28年度の残っている期間と29年度に購入するものについては直近の実績などをもとに算定しております。

続きまして、信託運用損益については、前回12月にご紹介させていただきましたポートフォリオにもありましたように、一部の資産については信託運用という形で外部に出して運用しておりますけれども、この段階ではこの将来的な収益についてはゼロということで仮定させていただいております。実際の損益につきましては最初にご説明した1ページ目にあります(2)の支給率の決定のときに勘案するというにさせていただいております。

続きまして、ロの平成29年度共済金等の支払いに充てる額ということでございますけれども、これも在籍者数をベースに、過去の脱退率から脱退者数を推計し、そこから共済金及び解約手当金の額を算定するという形で共済金等を算出しております。

分割共済金と申しますのは、脱退された方の一部は分割支給を選択されますので、そうした方に関する共済金について同じような形で推計しております。これを合わせますと、ロの部分が7,316億円ということでございます。

それから、ハは平成28年度末の責任準備金に積み増す額ということで、マイナス112億円ということで、112億円減るということになっております。これは、将来の共済金等の支払いに充てるために責任準備金を積んでいるわけですけれども、これの増減を加味するというところでございます。

それから、ニにありますように、平成28年度末の剰余金、こちら29年度末と同じように見込みまして、1,055億円というふうに計算をしております。これを合計にしますと、1,119億円になるということでございます。

2 ページ目の右側の表は、今ご説明した剰余金の額を財政収支ベースでもう少し別の観点から整理したものでございます。

3 ページでございます。こちらは参考でございます。

先ほど、信託運用損益のところを0億円とした考え方のもとになっている過去の議論をご紹介します。平成16年7月に、独法の会計基準とともに時価会計が導入されたときに、支給率の基準となる率の算定にも時価会計が導入されました。その際、翌年度末の時価の予測のときは、算定時点で把握しうる最新の時価を用いることが報告されて、了承されております。

これを用いまして、当時は12月末の時価を用いていましたけれども、現時点では1カ月前、本年でいいますと今年1月末の時価をデータとして使えるようになりましたので、これを用いて計算をしているということでございます。

それから、4 ページでございますけれども、こちらは過去の小規模企業共済事業の収支状況について、ご紹介させていただいております。

一番右側でございます前回算定時点の平成27年見込額というところがございますが、これは昨年3月3日にご審議いただいたときの数字でございます。この欄の剰余金、欠損金の欄を見ていただきますと、261億円ということでしたが、昨年ご紹介しましたように、その時点で株も下がっておりまして、結局、決算をみますと、左側の矢印にありますように25億円の欠損ということになったわけでございます。

5 ページ目でございますけれども、こちらは分母のほうの算定結果とその過程でございます。

仮定共済金との発生見込総額を算定すると、7兆7,671億円になるということでございます。※印に書いてございますように、仮定共済金の発生見込総額とは平成29年度の基準月、これは加入してからちょうど年単位になる月のことで、36カ月からしかこの付加共済金の対象になりませんので、36、48、60月と、掛金納付期間がちょうど何年となる時点で、全ての共済契約者の方が脱退されたというふうに仮定した場合に支給すべき共済金及び解約手当金の額、それに対しまして、それぞれの発生割合を乗じて算定した額のことでございます。

下の図を見ていただきますと、ちょっと複雑で恐縮ですけれども、1.の吹き出しに書いてございますように、在籍口数を1年ごとの掛金納付期間別に区分いたします。一番上

でいいますと、28年度末で24から35カ月となる人を一括りにして、それぞれに対して、2.の吹き出しにありますように、区分した掛金納付期間別に事由別の仮定共済金等の発生見込額を算出いたします。

2.の吹き出しの中の一つ上の横の列を見ていただきますと、28年度末での掛金納付年数、2年の在籍口数に36カ月目、一番支給率が高い事由であるA共済自由につきまして、これが発生したときに幾ら支給されるかという額を掛け、それにA事由の発生割合というのを掛けます。B共済、準共済についても同様に計算して、足し合わせて、この掛金区分別の方の総支払見込額を計算いたします。さらに、これを年ごとに足しあげて総額を出すということで、計算しております。これが7兆7,671億円ということでございます。

6ページにまいりますけれども、以上の①、②から支給額の基準となる率を算定すると、0.01441という数字が出てまいります。これをベースに運用のリスクなどを見込んで、実際の支給率をどうするかというご議論をいただきたいということでございます。

7ページの(2)の支給率の決定のスライドをごらんください。

左下のほうに、28年度、前回の算定時の考え方を書いてございます。委員の方に議論にご参加いただきましたように、左側の※印に書いてございますが、28年1月末時点の係数による推計では、剰余金は401億円が生じる見込みでしたけれども、委員会開催時の最新の係数の推計では、欠損金が生じる見込みに転じておりました。

さまざまな要因、マイナス金利の導入の発表、そういうものがありまして、その時点ではマイナスになっていたということで、そこから先、シミュレーション等を行うことなく、上に書いてございますように、現時点において平成28年度末までに安定的に運用収入を得られることが確実に見通せる状況にないということで、付加共済金支給の実施については慎重になるべきという結論をいただきました。

右側をごらんください。

今年度、平成29年度の算定におきましては、考え方としては同様で、付加共済金に充てるべき額の算定については、1月以降の市場の動向や今後の運用収入見込みの勘案をするということは共通でございます。

ただ、前回よりは若干状況がいいものですから、①、②で書いてありますように、今の運用では将来のリスクがあるのかということを見込むための検討を行っております。

8ページでございます。こちらにつきましては、委託運用損益の過去実績ということで、1つご参考ということに過ぎませんが、平成20年度の所を見ていただきますと、マイナス3,252億円ということで、1年に3,000億円ぐらい減少したというようなことがございます。

9ページもご参考でございます。こちらは前回12月の共済小委員会でご紹介させていただきましたポートフォリオの切替えの関係でございます。29年4月にポートフォリオを切り替えることを予定しておりますので、こうしたことも今回の試算に折り込んでいるということでございます。

続きまして、10ページでございます。

こちらは、過去の運用利回りの推移ということで、運用資産全体とあと自家運用資産、機構の中で運用しているものと、委託運用のものを分けて書いてございます。

左上にありますように、過去10年で見ますと、運用資産全体では1.79%ということでございますけれども、自家運用資産が1.55%ということで、国債等の債券を中心に安定した運用をする一方で、委託運用資産のほうで、株式、債券で運用して、リスクをとりながら収益を上げているということで、委託運用資産について見ますと、10年間で平均3.1%という利回りを上げているということでございます。

それでは、11ページをごらんください。

ここからシミュレーションのご説明に入らせていただきたいと思います。

まず、1つ目、モンテカルロ・シミュレーションを行っております。米印に書いてございますし、ご承知の委員の方が多いたと思いますけれども、一定の前提条件をもとにランダムに発生させた値をもとに、シミュレーションを行うということで、今回は10万回のシミュレーションの実施をしていただいております。

ここに書いてございますように、29年度1月末の実績が出ているということで、このデータをスタートにしまして、29年3月末でポートフォリオを切り替えますので、29年3月までは現行ポートフォリオに基づく運用。29年3月末から来年の29年度末、平成30年3月末までは新規ポートフォリオに基づく運用をするということでシミュレーションを実施しております。

これで計算いたしますと、右側の表の上のほうにありますように、25%tileのところでは699億円のマイナス。5%tileのところでは2,281億円のマイナスということになるんですけども、この後に出てまいります推計との比較をするために、1 σ 水準、2 σ 水準の数字もあげています。正規分布の場合、1 σ 水準、これもご承知の方が多いたと思いますけれども、右下に書いてあります15.87%の確率で1 σ の水準、標準偏差分を下回るということで、6年に1回ぐらいこういうことが起きる、その他、2 σ 、3 σ については40年、700年といったこととございます。これで見ますと、1 σ の水準で1,257億円のマイナス、2 σ の水準で見ますと、2,835億円のマイナスという数字が出ております。

続きまして、12ページでございます。こちらにつきましては、ポートフォリオ全体の期待収益率、標準偏差を用いて推計したものでございます。これもポートフォリオの切替えがあるということで、2カ月と12カ月に分けて推計を行っております。

この結果としましては、推計1で、まず平成29年3月末までの2カ月間とその29年3月末から30年3月までの1年間をそれぞれ計算して、若干幾つかの前提を置いた仮定の計算でございますけれども、そのリスクを合算するというところでやっております。

そういたしますと、右上の推計1プラス概算値の下の赤枠で囲んであるところ、マイナス1 σ の水準でいいますと1,191億円のマイナス。マイナス2 σ の水準で申しますと3,030億円のマイナスということで、先ほどの推計とそれほど大きく違いがないような数字が出

ております。

13ページでございますけれども、先ほどの2カ月と12カ月のそれぞれのリスク水準を合算するというところで、ややテクニカルな面がありますので、こちらのほうはさらに簡素化をして、14カ月全体を新しいポートフォリオで運用するという仮定で計算しております。こちらにつきましてもマイナス1 σ の水準で1,133億円、マイナス2 σ の水準で2,904億円ということですので、それほど大きな違いがないということでございます。1,100億円台から1,200億円強のマイナスが1 σ で生じるということでございます。

14ページでございますけれども、①のマイナス1 σ の水準での運用リスクを見込むとした場合には、剰余金が1,119億円発生する見込みではありますけれども、そこから1,257億円を引くと、138億円の欠損金が発生するというところでございます。

さらに保守的にマイナス2 σ の水準を見込むとすると、ここに書いてございますように、マイナス1,716億円ということで、マイナス1 σ ですと6年に1度ぐらいはこういうことが起きるということでございますので、事務局としましては、最低これぐらい、さらに保守的にマイナス2 σ というようなこともあるのではないかと考えております。

ちなみに15ページ以降、厚生労働省が所管されている制度でございまして、本小委員会の委員にも審議会の委員も兼ねられている方がいらっしゃいますけれども、中小企業退職金共済制度における付加退職金の支給率の算定というものについてご紹介しております。

1. にございますように、こちらにつきましては付加退職金といいまして、実際の運用収入の状況等において基本退職金が上乘せされる金額というような制度がございまして、考え方としては似ているということでございます。支給率のほうにつきましても、運用収入のうち付加退職金の支払いに充てるべき額を、ここに書いてありますように、被共済者が当該年度中に退職したと仮定した場合の退職金額の合計で割るということでこの形になっております。

16ページでございますけれども、こちらの中小企業退職金共済制度で、付加退職金の支給率について議論されたときの算定方法でございまして、27年度の支給率を算定されたときは、2月の収益率については2月のベンチマーク収益率、下のほうに書いてありますけれども、例えば国内株式で申しますとTOPIX、そうしたものの値動きを使った上で、3月につきましては3月の収益率を平均値から標準偏差の2倍、引かれて算定されています。

中小企業退職金共済制度は運用状況を見込む期間が違ってございまして、小規模企業共済制度は14カ月先を見込むのに対しまして、こちらは2カ月先ということで違いがございまして、将来を見込むときについては標準偏差の2倍ぐらいのリスクを見ておられるということでございます。

28年度の支給率算定時につきましては、昨年の我々と同じような状況でございまして、2月の収益率については同様でしたが、3月はもう足元の水準で、付加退職金を支給する水準にないというご判断をされたのだと思いますけれども、支給率を「0」という形で結

論を出しておられます。

それから、17、18ページは剰余金の取扱いの資料でございますので、これは飛ばさせていただきます、19ページをごらんください。

(2)の「支給率」の決定(まとめ)と書いてあるスライドでございます。

先ほど申し上げましたように、運用リスクをマイナス1σ水準で見込もうとした場合でも、付加共済金原資は発生しない状況であるということでございます。

類似の制度でございます中小企業退職金共済でも運用リスクとしてマイナス2σを見込んで、付加退職金原資を算定されているということを考えますと、これらを踏まえて、29年度につきましては残念ながら支給率を「0」とするのは適切ではないかというのが事務局からのご提案でございます。

今後の支給率算定に当たっての留意点と書いてございますけれども、昨年、付加共済金を支給するとした場合、半分を留保して安定的な共済金運用を実現するという、この考え方も当然今も生きているわけがございますけれども、例えば剰余金の積み上がりの状況を踏まえながら、考えなければいけない面もあると思いますので、少しここにつきましてはお時間をいただいて、私どものほうで改めて検討させていただいた上で、来年の支給率の決定の議論の前の段階で、ご議論を改めていただければと思っております。

20ページは、支給する場合、しない場合のメリット、デメリットについてまとめさせてもらったものです。

21ページから23ページは関連条文をご参考までにつけております。

24ページ、最後でございますが、これは昨年度ご議論いただきました剰余金の取扱いということで、実際に支給するという事になれば、2分の1を留保して支給するという事と載せさせていただいております。

すみません、わかりにくい部分があったかもしれませんが、以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

詳細にご説明をいただいたかと思いますが、それでは、審議に入りたいと思います。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問、どの点でも結構ですので、お願いしたいと思います。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 この支給率の案に関して、私は賛成をさせていただきます。

1点だけご指摘を申し上げたいのですが、中退共制度との違いという意味で、これまで私自身も翌事業年度の損益というものを考慮しながら、当年度に配当を決めるという、これがちょっと特殊な取扱いかなと、そちらのほうにばかり興味がいったというか、関心があってしまっていて、ちょっと気がついてなかったのですが、付加共済金の原資の計算のところ、たしか2ページだったと思いますが、ごらんいただくと、最後に剰余金に加わっ

ていますので、原資としてはこれまで積み上った剰余分、これが原資となってくるということです。中退共制度は同年度の利益が原資となっているという意味では、ちょっと考え方が違うと思います。

これはメリットとデメリット両方あると思います。メリットは、やはり大きく赤字で沈んでしまったときに、その翌事業年度に非常に利益が出たといっても、水面にあらわれてこなければ付加共済金は支給しないという、そのあたりの安全装置になっているということだろうと思います。

一方、例えばある年に利益が100出たとします。それを今度は付加共済金として配当しますというときに、そのうちの50の原資を使って配当します。今度はその翌年度に損益が全くないという状態で、50の利益をそのまま引きずったとしますと、今度はこの50の利益をさらに半分にして配当するというような形になってしまうわけです。そこのあたりは、両方の安全装置が必要になってくるのではないかと思います。

やはり翌事業年度の見込み方も含めまして、適切な考え方をこれから検討するというのがよいのではないかと思います。以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

○苗村小規模企業振興課長 貴重なご指摘ありがとうございます。

小野委員がおっしゃったとおり、こちらにつきましては剰余金を足元に残っているものをベースに足していくという形になっておりますので、まさに我々の問題意識の点でございますけれども、半分留保したものを来年度にどう扱うかを含めて検討しなければいけないと思っておりますので、ご指摘を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○深澤委員 この付加共済金については、原案どおり「0」が適正だと思いますので、ほかについてはこれといった意見はありませんけれども、このままが適切かなと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○寺岡委員 私見ですけれども、支給率の「0」というのは致し方ないなと思っております。現在の金融のゼロ金利という状況を踏まえますと、積立金のほうに期待を持てる状況ではないので、今回は「0」で致し方ないなと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今までご発言いただいた委員はいずれも基本的に先ほどの事務局の提案である支給率「0」ということに賛成であるというご意見と承りましたが、ほかの委員におかれましてもその点については異議はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から提案になりました平成29年度の付加共済金の支給率は「0」とするということにつきまして、ご異論はないようですので、それを当小委員会の議決といた

したいと存じます。

ありがとうございました。

それでは、中小企業政策審議会運営規定に基づきまして、今の本小委員会の議決を中小企業政策審議会経営支援分科会に諮ることといたしまして、そこで承認をいただければ中小企業政策審議会会長のご同意を得た上で、それを中小企業政策審議会の議決とし、経済産業大臣への答申とさせていただきますと存じます。

ありがとうございました。

それでは、高島部長からお願いいたします。

○高島経営支援部長 ありがとうございました。

ご意見を踏まえまして手続を進めさせていただきたいと思います。

委員からいただきましたご意見で、分母になりますところの配分額の計算の仕方、分子のほうですね、配分原資の計算の仕方についてのご指摘もいただきました。これはいろいろな考え方があろうかと思っておりますので、どういう計算の仕方が本当に今の時代にふさわしいだろうかということは引き続き皆様にご相談申し上げながら考えていきたいと思っておりますので、どうか引き続きよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございました。

今、高島部長からもお話がありましたが、先ほど苗村さんからもお話がありましたけれども、この付加共済金の支給率の決定についてもう少し一般的な観点からまた本小委員会でもご議論をいただきたいと、先ほど1σ、2σというようなお話も出ましたけれども、そういったことを含めて、ご議論をいただく機会を設けたいと思っておりますので、その節にはまたよろしくお願い申し上げます。

それでは、議題の1につきましては、この程度にさせていただきます、引き続きまして議題2の平成27年度の小規模企業共済法改正後の状況につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○苗村小規模企業振興課長 それでは、資料2、平成27年度小規模企業共済法改正後の状況についてという資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

小規模企業共済法につきましては、中政審でも議論を行っていただいた上で、平成27年度に改正し、28年4月から主たる部分については施行しております。その後の状況について報告をさせていただこうと思っておりますので、お時間を少々いただければと思います。

それでは、資料をめくっていただきまして、1ページでございます。こちらに、9項目の改正等の項目一覧が記載されておりますけれども、こちらにつきましては2ページ以降で個々に出てまいりますので、そちらでご紹介をしていきたいと思っております。

2ページをごらんください。

1. 事業承継・新陳代謝の円滑化ということで、小規模事業者の方につきましてもいかに円滑に事業承継等を進めていただくか非常に大きな課題になっております。そうしたこ

ともありまして、ご承知のとおり、この小規模企業共済法におきましても、事業承継等を後押しするような制度改正を行っております。

青いところに書いてございますが、(1)ですけれども、個人事業者の親族内における事業承継の円滑化ということで、個人事業者の方が親族内事業承継した場合、これまで共済金の支給額が低かったわけでございますけれども、これを廃業と同様に支給額に引き上げたということでございます。

準共済から矢印でA共済と書いてございますけれども、右下に共済事由について簡単に書いてございますとおり、A共済事由ですと概ね1.5%の複利で計算したぐらいの共済金が受け取れるということになります。他方、準共済でいいますと、基本的には掛金総額相当ということでございますので、こうした引上げを行うことで、事業承継を推進するということを図ったわけでございます。

(2)のほうでございますけれども、こちらも会社役員の方、法人形態の場合でございますけれども、次世代への交代を円滑化するというので、65歳以上の会社役員については、退任時の支給額を老齢給付の支給額と同様の支給額に引き上げたということで、これまでは会社役員の方が退任をされる時は、180カ月以上たっていないと、準共済事由ということになっていました。そうすると65歳になっても180カ月までもうちょっとということになりますと、そのときまで退任をされないということで、制度が早期に世代交代する、新しい方にバトンタッチするということの障害になっていたわけでございますけれども、こうしたものをB共済事由ということで、掛金を概ね1.0%で複利計算をした水準の共済金を受け取るようにしたということでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、その実績をごらんいただきますと、真ん中に表が書いてございますけれども、①の個人事業主及び共同経営者の親族内承継については、28年4月から12月の9カ月で672件ということで、前年同期比の4倍以上に増えているということでございます。

②の65歳以上の役員の退任についても1,252件、前年同期比で230.6%と2倍以上に増加しているということで、この制度改正で狙った成果が出ているのではないかというふうに考えております。

続きまして、3ページでございます。

まず、(3)の加入時の申込金の廃止ということで、これまで共済契約の加入時及び増額時には申込金を添えて申し込まなければいけないということになっていたわけでございますけれども、これを申込金不要ということに制度改正をいたしましたものでございます。これにつきましては、契約件数が4月から12月までに11万6,725件のうち全体の59.3%に当たる6万9,172件の方が申込金なしで加入されているということで、この半分以上の方がそうした制度をご利用いただいているということでございます。

続きまして、(4)でございますけれども、掛金滞納による共済契約の解除の取扱緩和ということで、これまで12カ月以上掛金を滞納したときには、解約ということになってい

たわけでございますけれども、災害などやむを得ない事情がある場合は共済契約を継続することが可能になりました。この結果、今回は適用されるという方は0件だったわけでございますけれども、過去大きな震災時などに解約をせざるを得なくなったような方が、今後そういうような状況が発生したときは継続することも可能になるということでございます。

4ページ目でございます。(5)の小規模企業の経営企業に応じた掛金の柔軟化ということで、前制度ではここに書いてございますように、経営の悪化、疾病、負傷等の場合を除いて掛金を減額することができなかったわけでございますけれども、これを柔軟に変更することを可能といたしました。

この結果でございますけれども、28年4月から12月で減額をされた方が1万8,314件ということで、前年同期で比べますと129.1%ということで3割ぐらい増えておられるということで、それ以外の事情で増えたものがどれだけあるかと厳密には見ることはできませんけれども、一定の効果が出ているのではないかと考えております。

(6)でございますけれども、分割共済金の回数変更ということで、共済金を分割して受け取られる場合に、これまで年4回、3カ月に1回だったところを年6回、2カ月に1回に変更いたしました。

これはこういうふうに2カ月に1回にしますと、公的年金が2カ月に1回、偶数月なので、奇数月に共済を受け取ることで、定量的にある程度収入が入るようにするという狙った制度でございます。こちらにつきましては、この下の表で、10年分割、15年分割という方が若干増加されております。これがこの制度の改正のおかげかどうか見分けることはできないですが、若干増えているということでございます。

続きまして、5ページでございます。

受給権の拡大ということで、これまで共済契約者の方が亡くなられたときに、共済金を受給できる遺族、これは順序がここに書いてあるわけでございますけれども、ひ孫ですとか甥・姪の方は、亡くなられた方と生計を同一にしていた場合は対象になりますが、そうでない場合は対象にならなかったのですが、こうした方を受給権者に追加したというものでございます。

件数は少ないですけれども、4月から12月で甥・姪の方が3件ほど受けておられます。もともとかなり幅広く順番に受給権者が定められており、ここまで受け取る方がいらっしゃらないという例が少ないのでやむを得ないと思っておりますけれども、いずれにしても実績が出ているということでございます。

(8)共同経営者の独立による掛金通算ということでございます。共同経営者の方が個人事業の廃止を伴わずに共同経営者の地位を退いて、1年以内に新たに小規模事業者になったときは1回解約をするという形で入り直していただくという形になっていたわけでございますけれども、これを継続できるようにしたということでございます。こちらにつきましても28年4月から12月の間に75件、こういうような形で継続された方が出ております。

続きまして、6ページでございます。

こちらは法改正とあわせて実施した取組みと書いてございまして、法律改正でできるようになったものではございません。いずれも融資関係で、(9)の①、一般貸付の限度額引上げということで、これまでの上限が1,000万円だったものを2,000万円に引き上げております。

それから、複数の種類、他の制度もありますので、そうしたものをあわせて借りられる場合の限度額が1,500万円だったものをこれも2,000万円に引き上げております。下の表を見ていただきますと、貸付金額1,000万円超を借りられている方が1,913件ございますので、これも小規模事業の方のニーズに応えることができたということかと思えます。

②のほうでございしますが、こちらだけは実施時期が27年10月からとなっておりますけれども、廃業準備貸付の創設を行いました。こちらにつきましては、廃業された後に共済金が受け取られるわけですけれども、その前にいろいろビジネスを円滑に終わらせるためにお金が入りようだということで、そうした資金を事前に借りられるようにしたというものでございます。

上限額1,000万円特別金利0.9%ということになっております。こちらにつきましても87件の実績が出ているということでございまして、以上ご説明しましたけれども、27年の法改正については私どもといたしましては、狙った成果が一応出ているのではないかと考えております。今後とも制度の改善を引き続き検討していきたいと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等があればお出しただければと思います。

どうぞ、鹿住委員。

○鹿住委員 1番目の個人事業の親族内における事業承継の円滑化と会社役員の次世代への交代の円滑化ということで、新たに準共済からA共済に、個人事業主及び共同経営者の親族内事業承継の場合は準共済からA共済へ。役員退任の場合は準共済からB共済、いずれも加入者から見るといただける共済金が増えるということで、加入者から見ると非常にありがたいお話になっております。一方でお支払いするほうから見ると、この低金利時代にお支払いする金額が増えるということで、ただでさえ低金利で運用しなければならない状況にあって、これがかなり増えると財政をちょっと圧迫するというような懸念というのではないのでしょうか。この程度の件数であれば、全く問題ないということならよろしいのですが。

○山本委員長 事務局のほうから。

○苗村小規模企業振興課長 ご指摘のとおりだと思います。現状ではそれほど大きな影響を与える数字ではないと思いますけれども、この制度改正がどういう影響を与えるかについては実績を見ながらきっちり見ていく必要があるというふうに思っております。

○山本委員長 貴重なご指摘ありがとうございました。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 今のご発言に少しリンクしますけれども、こういう数値的な結果を見てきて、やはり改正をしたことは大変よかったと、使う側からすると使いやすくなったというのは大変よかったと思います。

以前も何かの資料で見せていただいたのは、経営者の年齢が上れば上るほど、その企業の経常利益が下がっていくという、ベテラン勢が悪いわけではないのですが、数値としてはやはり変化の激しい時代についていけないというのも何となく目に見てわかるというか、例えば国のほうもI o TとかA Iという動きをしている一方で、それが何かわからない経営者も多々いらっしゃるの、世代交代をさせることがきっかけではないのかもしれないですけども、やはり経済を回していくためにはやはり時代にあった発想の持主が経営を担うことが必要なので、先ほど鹿住委員がおっしゃったように、バランスシートが崩れない程度で、時代にあったこちら側の変革をしていく必要があるのかなという印象を受けました。

○山本委員長 貴重なご指摘ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○河原委員 単純な質問で申しわけないですが、3ページの災害等やむを得ない事情がある場合というのは、何かそういうルールみたいな、どこかの組織が認定するのですか。

○山本委員長 (4)の12カ月以上掛金を滞納したとき、災害等やむを得ない事情がある場合は継続することを可能にした、というこの災害等やむを得ない事情というのはと。

○苗村小規模企業振興課長 それは中小機構で認定しております。第三者の認定、罹災証明とかは必要ですか。

○山本委員長 ちょっと機構のほうからご説明を。

○濱共済事業推進部長 今のところこういったケースは出てないですけども、大震災とかいろいろあった状況で、罹災証明とかそういうものが必要なケースがありますけれども、そういったところは柔軟にやって対応しているところでございます。

基本的にこういった災害というのは、災害救助法が適用になったり、いろいろなケースが考えられると思いますけれども、基本的にはいろいろ契約者の事情等を勘案してやっていきたいと考えています。

○山本委員長 よろしいでしょうか。

ほかに、いかがでしょうか。

改正の趣旨であった事業承継、新陳代謝、あるいは利便性の向上というところで、基本的にはその初期の成果を上げているというご報告であったかと思います。

それでは、よろしければ議題2については以上にさせていただきます、引き続きまして議題3、中小企業倒産防止共済制度の今後のあり方について、という点であります。これもまず事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○松本経営安定対策室長 議題の3でございますが、資料が2つございます。資料3-1が今回の報告書案になります。資料3-2につきましては資料編ということでございます。資料3-1に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1枚めくっていただきまして、目次でございますけれども、1.では去年3月の委員会におきまして、論点の整理等をいただいたところでございます。その際に現況がどうなっているのかということもあわせて確認したところでございます。1.につきまして、その現況につきまして(1)の加入状況から(7)の財務状況につきまして分析等させていただいたところでございます。

2.につきましては、その論点の検討の状況ということでございまして、(1)の掛金月額から(7)の前納減額金制度についてまでということになっております。

次のページ、はじめに、でございます。こちらは導入部でございますが、中小企業倒産防止共済制度とはということを一つ目の段落で書かせていただいております。

2つ目の段落では、その5年見直しということにつきまして記載させていただいております。また、次の段落では最近の経済状況等について記載させていただいております。4つ目の段落で、そういったことを踏まえて研究会におきまして、昨年から収支状況、利用状況、ニーズ等を踏まえて4回にわたり検討を行ってきた。昨年12月には、中間報告を本委員会にさせていただいたところでございますが、研究会のほうで取りまとめたものを今回この共済小委員会としての報告書にさせていただきたいということでございます。

めくっていただきまして、1.(1)の加入状況でございます。こちらは繰り返しになるところでございますけれども、直近の在籍件数は約40.2万件、新規加入増が続いている状況でございます。

脱退の件数につきましては、直近年度で増加いたしましたけれども、平成20年度以降は新規の加入者が脱退者を上回る状況が続いております。

(2)の掛金月額でございます。直近の平均掛金月額は約7万4,000円、限度額である20万円を積み立てる方が増えておりまして、在籍者の比率では約4分の1、直近の年度で見ますと、20万円を積み立てている方は約半分という状況でございます。

(3)の共済金の貸付状況についてでございます。直近年度では件数が689件、約71億円という状況でございます。平均の貸付金額は約1,035万円でございます。平成21年度以降は引き続き減少しているという状況でございます。

また、共済金の貸付状況を共済事由別に見ますと、破産の申立て、私的整理、銀行取引停止、再生手続開始の申立て等々ございますけれども、前回の改正のときに新たに共済事由といたしました私的整理が一定の割合を占めているという状況でございます。

(4)の共済金貸付の償還状況についてでございます。回収率は近年向上傾向にございます。直近の5年平均では、約88.9%、累計ベースで見ますと、85.4%という状況にございます。

(5)の一時貸付金の貸付状況についてでございます。直近の実績でございますが、1

万4,753件、約372億円でございます。平成18年度以降は貸付件数、金額とも増加傾向にございます。

(6)の早期償還手当金についてでございます。直近年度では利用件数が45件、金額は450万円でございます。完済者のうちの2%程度が利用している状況でございます。

(7)の財務状況についてでございます。こちらは直近年度における基金経理資産額は1兆2,640億円という状況でございます。損益につきましては完済手当準備基金戻入益として、10.6億円を計上しているところでございます。

収益項目では、運用収入が金利の低下を受けまして減少しております。また、費用項目では、前納減額金が大幅に増加している状況でございます。

続きまして、次のページ、2.の検討についてというところでございます。(1)の掛金月額、掛金総額、共済金貸付額についてでございます。基本的な考え方は、共済金の貸付額の上限は相互扶助を実現するという趣旨からなるべく多くの中小企業をカバーする、概ね9割程度の中小企業者が取引先企業の倒産の際の回収困難額を共済金の貸付でカバーすることができるように決められてきたところでございます。

掛金総額の上限は、共済金貸付額の上限の10分の1に設定されております。貸付月額につきましては、月々の支払い負担が過剰にならない範囲で合理的な期間のうちに必要な掛金積立ができるよう設定されてきているところでございます。

昭和53年の制度発足時におきましては、この貸付限度額が1,200万円、掛金総額が120万円、掛金月額の上限が2万円でございますが、現在ではそれがそれぞれ8,000万円、800万円、20万円となっているところでございます。

直近の平均貸付額は先ほど申し上げましたが、1,035万円、1,500万円以下の貸付が大宗を占める状況でございます。

民間調査会社の調査によりますと、取引先の倒産による中小企業の平均債権額は約1,400万円でございます。8,000万円の範囲で約98%以上がカバーされる状況が確認されたところでございます。

次の7ページ、2行目でございます。

この貸付限度額はそのようなことから今回貸付限度額の引上げを行う必要性に乏しいと考えられるということでございます。

なお書きのところでございますけれども、研究会におきましては、そのほか税制優遇のない別枠での契約を可能にしてはどうかというご意見もございました。そのような税制優遇のない別枠での契約につきましては、現行法上別枠で契約を行うことはまず不可能であり、また税制によるメリットなしにこれらの拡充を望むニーズも少ないこと、さらに政府系金融機関など、そういった資金需要については別途融資制度が整備されているところであり、現行の掛金総額、共済金貸付額につきましては現状を維持することが妥当であるということでございます。

また、掛金月額につきましては、こちらは直近貸付実績として689件ございまして、例

えば現行の掛金月額の上限の20万円を積み立てても、その負債額をカバーできなかったのはどれぐらいかというのを調べましたところ、全体の約1%程度でございました。そのようなことから、掛金月額につきましては、現状引上げの必要性に乏しく、現状の掛金月額を維持することが妥当であるということでございます。

続きまして、(2)の償還期間についてでございます。

こちら月々の返済負担が過大にならないものとするとともに、制度の安定的な運営を維持する観点から、確実な返済を確保できることにも配慮して設定されているところでございます。月々の返済につきましては、現状100万円程度以下になるように設定されております。償還期間、あるいは据置期間につきましては、延長を希望する声もございました。延長すれば確かに加入者の月々の返済負担が軽減される効果というものはあるものの、制度全体で見ますと貸倒れリスクが高まるということが見込まれます。

また、個々の資金繰りの改善という課題に対しましては、公的な金融などでカバーされるものもあるということ、また実態といたしましても共済金の貸付金の償還が困難となった場合には、中小機構はもちろん最大限の債権回収に努めつつも、状況に応じて、比較的柔軟な対応をとっており、個別の中小企業の状況によって対応を行うことが適切ではないかということから、償還期間につきましては、現状を維持することが妥当であるということでございます。

(3)の共済事由についてでございます。現行では、書かれておりますような破産手続開始、あるいは取引停止処分、私的整理という3つの大きな事由がこの共済の事由となっているわけでございます。これは共済事由の発生、その時期を客観的、形式的に判断して、公平な運用ができるようにするためのものでございます。

研究会におきましては、このうち「でんさい(電子記録債権)」、「履行遅滞」、「廃業」といった事項について検討を行ってきたところでございます。

昨年12月の委員会におきましても「でんさい」につきましては、手形と同じだからというご意見がございまして、再度研究会におきましても議論をさせていただいたところでございます。

その結果といたしましては、「でんさい」につきましては、この支払不能が2回以上生じた場合、取引停止処分となること、手形と同様に倒産とみなすことができること、債権が回収困難な状況になっていることが制度上明確になっていること、手形同様、(株)全銀電子債権ネットワークからの情報提供があれば、形式的な審査で対応が可能であることなどから、倒産事由といたしまして、今後早期に対応していくことが適当であるとさせていただいております。

また、一定期間の支払遅延につきましては、これは一般的な概念の倒産ではなく、回収困難とは必ずしも判断できない、第三者による証明を受けることは困難、形式的な審査で対応することは不可能であることなどから、この履行遅滞につきましては共済事由とすることが困難であるということでございます。

また、廃業につきましてもこれは資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止することでありまして、倒産とは基本的に意味が異なり、回収困難とは必ずしも判断できず、形式的な審査で対応することが不可能であることなどから、こちらにつきましても共済事由とすることが困難であるということでございます。

また、なお書きのところでございますが、このような履行の遅滞、あるいは廃業ということもその後法的整理、私的整理に至りましてその時点で加入者の債権回収が困難になるものと整理し、それにより従来共済事由の要件を満たせば、共済金貸付が受けられるようになることを考えることが適切ではないかということでございます。

(4)の共済金貸付額の10分の1の掛金消滅についてでございます。こちらにつきましては加入者の負担を軽減する観点からも、見直しをするべきとの意見がございました。基本的な考え方でございますけれども、この制度は無担保、無保証という条件で共済金の貸付を受けられるものでございまして、ある程度の貸倒れが生じる、一定の費用を要してしまうものでございます。

このため共済金の貸付を受けた者には、掛金の権利を消滅させて、その財源を捻出して、収支相償のもとに制度を運営することとされているものでございます。

これまでの共済貸付金の回収は累積で約85%でございます。この10分の1の控除をしても10%、あわせて95%でございます。その足りない部分を運用利益等によって補填し、収支を相償させてきたという状況にございまして、今後もこの運用収入が減少することが見込まれる中で、これを低減するということは財政リスクを増大させる可能性が高いということでございまして、本件につきましては共済事由の発生状況、共済財政の状況等を踏まえつつ、加入者の負担軽減策のあり方として検討を継続していくことが必要であるとさせていただいているところでございます。

また、なお書きの部分でございますけれども、加入者の負担を軽減する措置といたしましては、昭和55年から完済手当金の制度が設けられているところでございます。前回の委員会において少し議論をさせていただき、その後の研究会におきましても議論させていただきましたけれども、この制度自体は、収支が将来にわたって均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じていると認められる場合において、完済者を対象に所要額を支給するという仕組みでございます。しかし、今まで、一度も支給の実績がなく、現時点におきましては、このような余裕財源が発生する可能性は低いと考えられるところでございます。ただ、この支給の対象者である完済者であります。今まで一度も支給したことがないということから、例えばどの完済者を対象にすべきかということ、例えば過去の方を含むのか、あるいは現時点の方なのか、将来推計するものですから、将来の方なのか、また完済者の中にはもう脱退されている方もいらっしゃるということで、そういった方の扱いもありますので、完済手当金を支給すべき対象者の範囲ということ、あるいは完済手当金の支給割合など、慎重に検討する事項がありますので、当分の間、余裕財源が発生する可能性は低いと考えられるものの、今後、完済手当金が支給される場合に備えまして、引き続き検討を行って

いく必要があるとさせていただいているところでございます。

(5) につきましては、一時貸付制度についてでございます。こちらのほうは契約者が臨時の事業資金の調達が必要からやむを得ず共済契約を解除するということを防止するために、解約手当金の範囲内において貸付を行うために昭和60年に創設されたものでございます。貸付の利率につきましては、経費相当として利率を設定しているところでございます。

これにつきましても貸付期間、貸付利率等について検討を行ってきたところでございます。貸付期間につきましては、延長や返済方法等を求める声もあったところでございますけれども、一時貸付金を受けると、本来共済事由が発生した場合の10倍貸しの対象にならなくなってしまうこともございますので、長期間にわたりそういったものが控除されるという状況自体はこの本制度の趣旨からは望ましくないということ、あるいは、実態的には借換えによりまして対応ができていないこと、また、分割の返済につきましては、加入者にとって余りメリットもなく、必要な経費も今後生じてしまうというようなことを鑑みますと、今回変更する必要性は低く、現状を維持することが妥当であるということでございます。

また、貸付金利について、現在、比較的 low、0.9%となっておりまして、これを引き上げて収入源としてはどうかというご意見もございましたけれども、こちらにつきましては現在貸付に必要な経費は貸付金の利息によって賄えている状態でありまして、現行法直ちに金利の引上げを行う根拠はないと考えられることなどから、現状を維持することが妥当であるということでございます。

また、なお書きでございますけれども、一時貸付金が近年増加しているというところでございます。前回の委員会の後に、中小機構がアンケート調査を実施したところでございます。そのアンケート調査の結果によりますと、利用をした者のうちに、どういう利用をしているのかという回答につきましては、やはり資金繰りが厳しかったという回答が一番多くて64%、その他運転資金、あるいは設備資金という結果となっております。また、一時貸付金の利用回数についても尋ねてみたところ、複数回以上の利用者が84%を占めており、そのうち4回以上利用している者が52%という状況でございました。事業者が多様な目的のもとに、活発に制度を利用している実態を確認することができたものと思われま

す。このようなことから、一時貸付金制度につきましては、事業者が多様な目的のもとに、活発に制度を利用している実態を踏まえまして、継続的に調査して、制度の目的、利便性、ニーズ、共済の健全な運営なども含めて引き続き調査、検証をしていくことが必要であるとさせていただいたところでございます。

(6) の早期償還手当金制度についてでございます。こちらは貸付を受けた共済金を予定よりも12カ月以上早く完済した場合に、その期間に応じて早期償還手当金を支給する制度でございます。

前倒しした期間に応じまして、償還した金額を運用すると仮定した場合に得られる運用

益相当額を支給するように設定されているものでございます。

研究会におきましては、貸付時に発生するこの10分の1の掛金の権利消滅というものは、加入者が支払った信用リスクの対価であるので、この早期償還手当金の額は運用益に連動させるのではなく、早期に償還することによって減少した信用リスクと連動させてはどうかという意見もございまして、検討を行ってきたところでございます。

次のページ、4行目あたりからでございます。

こうした個別の中小企業の信用リスクというものは、今まで審査はしておらず、また、貸倒れが発生する期間ごとの分布というものは貸付直後は高く、一定期間が経過すると減少するなど一定ではなくて、適切な減額率の設定が困難であることなどから、個別の中小企業の信用リスクに応じた手当金の支給は、現状の運用からは困難であるということでございます。しかしながら、今後も早期償還者の動向なども注視しながら引き続き検討を行っていくこととしたとさせていただきます。

また、12カ月未満の場合でも手当を支給してはどうかというご意見もございましたけれども、手当金が非常に少額となってメリットが余り大きくないこと、また一定の事務コストがかかることなどを鑑みますと、当面は現行の制度を維持することが妥当であるということとさせていただきます。

(7)は、前納減額金制度についてでございます。こちらにつきましては12月の本委員会におきまして、ある一定の結論が出ているところでございますが、この報告書には書かせていただいたところでございます。

15ページの最初のほうでございますけれども、前納減額金制度は、前納奨励の意味から共済経理の許す範囲内で減額収納を認めているものでございまして、この前納減額金には前納した期間にかかる利息相当分の還元の趣旨も含まれているところでございます。

研究会及び本委員会におきましては、前納減額金によって収支バランスが崩れる可能性が高いということから、見直しをするべきという意見があったところでございます。

減額率は月ごとに1000分の5、年率で6%になるわけでございますけれども、こちらは制度発足以降、今まで変更されておりませんで、直近の収支状況を見ますと赤字を拡大させる要因となっているというところでございます。この前納減額金につきましては、速やかに減額率の見直しを行うことが妥当である、減額率の見直しにおいては、制度趣旨を踏まえつつ、小規模企業共済(1%)の例も参考とし、設定することが妥当であるとさせていただきます。

雑駁な説明でございますが、説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、この研究会の報告書ですけれども、どの点でも結構ですので、ご意見、あるいはご質問があればお願いします。

どうぞ、河原委員。

○河原委員 ご説明ありがとうございます。

基本的に研究しましょうという形、あるいは早期にやりましょうということで、早期のものは2つほどありましたか、納得させていただいております。

ただ、私ども関係していますと、倒産した場合の不渡り2回目の倒産に関しまして、最近部長も言っていたように倒産が減っております。手形の振出額もピーク時に比べますと10分の1になっていると、非常に金額が下がっております。経済産業省のほうでも今現在で「でんさい」を勧めていきましょうということもあるらしいので、この方向におきまして、今現在倒産事由と見なされていない、借入れですか、実行されていないのはちょっとまずいかなと思っておりますので、現実まだまだ手形の金額にしますと、対比で3.3%ぐらいの「でんさい」額とは言え、金額で昨年11兆円というような金額になっておりますので、万が一この被害の方がいくらかでもおられるとやっぱり困ると思います。何のための共済かわからないなということになってしまうと、皆さん離れられるということになりますから、ぜひとも早期にやっていただけたらと思っております。以上です。

○松本経営安定対策室長 そういったご意見も踏まえまして、今回、この9ページの下から4行目でございますが、今後早期に対応していくことが適当であるとさせていただいているところでございます。ありがとうございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

まことにごもつともなご意見かと思えます。

深澤委員、お願いします。

○深澤委員 これまでの研究会のご検討に対して敬意を表します。せっかくの機会ですので、事業者の立場から若干申し上げたいと存じます。

今も意見が出ていました「でんさい」につきましては、早期に対応していただけるということで本当にありがとうございます。こういったことが「でんさい」の普及制度の足かせになっていくと思いますので、早期の対応をお願いしたいと重ねてお願い申し上げます。

それと共済財政の状況等から、前納減額金の引下げを10分の1の権利消滅を据え置くことはやむを得ないと考えますが、特に10分の1の権利消滅につきましては、低金利の昨今でございますので、割高ですという利用者の声が多々あることを改めて申し上げたいと思います。

それと完済手当金につきましては、法令の解釈等が分かれる等の事情はわかりますが、余裕が出たらむしろ10分の1の掛金の権利消滅金を少しでも下げてください方向にいただきたいと思います。いずれにしてもこの制度は売掛金、掛金債権の回収困難になった事業者を支援するのが目的でありますから、困る事業者をどう支援するかということを最優先に考えていただきたいと思います。私からの発言は以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

事業者のお立場から貴重なご意見をいただけたかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

寺岡委員。

○寺岡委員 私のほうからは、5番目の一時貸付制度について、今後また引き続いて検討していただくということですが、一時貸付金の利用目的というので、資料3-2の資料12を拝見いたしましたら、資金繰りが厳しかったとか、運転資金というのがありますが、上のほうにいきますと、ほかからの借入金の返済というのものもあるんです。ほかの借入金よりも金利が低いので、ほかから借りたものをこちらの制度から借りて返済をするというようなケースもあるようですので、一時貸付金の制度を申請したときの事由の審査を的確にするということを検討していただければと思います。

あとそれから回数で、1人の方が数回借りて利用していらっしゃるという点もちょっと気になりましたので、やむを得ない事由というのがありますけれども、気軽に借りますよというような感じが出てしまうと、この制度の共済金制度の趣旨から逸脱するかと考えました。よろしく願いいたします。

○松本経営安定対策室長 一時金貸付制度につきましては、研究会の委員からも、実際にどのように使われているのか調べてみてはどうかとございまして、今回、中小機構においてアンケート調査を実施したところでございます。資料3-2の12ページの資料12にアンケート結果がございまして、利用目的としては、寺岡委員がご指摘されたように、他からの借入金の返済というものもございましたし、取引先倒産というものもございました。取引先倒産というのは本共済制度の共済事由に当たるものでもございますが、結果といたしましては、これらのものは少なく、概ね想像どおりの使われ方がされているのではないかと思います。

また、複数回利用されている方は多く、4回以上利用されている方が半分以上であったことは、驚きを持ったところでございます。

寺岡委員のご指摘もございまして、今後とも定期的にチェック、確認などをしてまいりたいと考えているところでございます。

○山本委員長 研究会の報告書で、ここでは引き続き調査、検証という言葉が使われていることは今のような趣旨を踏まえたものかと思えます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご発言いただいた委員の皆様は「でんさい」についてはできるだけ早期に対応するという、この報告書の趣旨に基づいてやってほしいというご趣旨で、10分の1の控除の問題、あるいは一時貸付の問題については、この報告書にありますように、引き続き検討、あるいは調査、検証というのを行っていく必要があるというご趣旨のご意見で、基本的にこの報告書に沿ったご意見と承りましたが、全体といたしまして、この小委員会としてこの報告書のような形で倒産防止共済制度の今後のあり方について、取りまとめをさせていただくということによろしゅうございますか。

ありがとうございました。

それでは、このような形で本小委員会としての取りまとめとさせていただければと思

ます。

この本小委員会の委員にも研究会のメンバーとしてご参加していただいた先生方、大変なご苦勞をおかけしましたけれども、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして貴重なご意見をいただき、また小委員会の円滑な運営にご協力をいただきましたこと御礼を申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

午後 3時30分 閉会